○外務委員会

条約（一件）

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院			備考
				委員会付託	委員会議決	本会議決	委員会付託	委員会議決	本会議決	
1	千九百八十六年の国際小麦協定の締結について承認を求めるの件	衆	六一一〇、七	六一一〇、七（予）	六一一一二五 承認	六一一一二六 承認	六一一〇、七	六一一〇一二四 承認	六一一〇一二八 承認	

千九百八十六年の国際小麦協定の締結について承認を求めるの件（閣条第一号）

要旨

一九七一年の国際小麦協定は、小麦その他の穀物の貿易等に関する情報交換等について定める小麦貿易規約及び開発途上国に対する食糧援助について定める食糧援助規約により構成されていたが、本年六月三十日に失効することとなつていた。

本協定は、一九七一年の国際小麦協定に代わるものとして、本年三月に成立したものであり、一九七一年の協定との主な相違点は次のとおりである。

一、小麦貿易規約

1　規約の対象として小麦以外の穀物を加えたこと。

2　穀物に関する各国の政策の動向等について定期的報告を行い、また、情報交換及び特別研究のための措置をとることを明文化したこと。

3　国際小麦理事会の会合に対するオブザーバーの出席について規定を設けたこと。

4　国際小麦理事会の議決により、規約の有効期間を順

次二年を超えない期間延長することができるとの規定を設けたこと。

二、食糧援助規約

1　援助に使用し得る穀物として、「ミレット」（「あわ」、「ひえ」、「きび」等の総称）及び「人間の消費に適するその他の種類の穀物で食糧援助委員会が定めるもの」を加えたこと。

2　欧州経済共同体及びフィンランドの年間最小拠出量を増加し、合計拠出量を七百五十九万二千トンから七百六十一万七千トンに増加したこと（わが国の年間最小拠出量は従来どおり三十万トン）。

3　緊急事態等の場合において、適当なときは、本船渡し価格に加えて拠出穀物の輸送費を負担することが奨励されると規定したこと。

4　食糧用の穀物のかなりの不作が一又は二以上の特定の地域における所得の低い開発途上国において生じた場合のための特別規定を設けたこと。

なお、わが国は本年六月三十日に両規約の暫定的適用宣言を行つている。

委員長報告

ただいま議題となりました一九八六年の国際小麦協定につきまして、外務委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

この協定は、一九七一年の国際小麦協定にかわるものでありまして、小麦貿易規約と食糧援助規約とから成つております。そのうち小麦貿易規約は、小麦その他の穀物に関する情報交換等について規定したものであり、また食糧援助規約は、開発途上国に対する食糧援助について規定したものであります。

委員会におきましては、小麦の需給動向、食糧援助の実施状況、本協定と経済条項との関連等に関して質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知を願います。

昨二十五日質疑を終え、別に討論もなく、採決の結果、本件は多数をもつて承認すべきものと決定いたしました。

以上、御報告いたします。